

秋田県告示第 1 1 6 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 14 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称
能代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
能代都市計画下水道事業 能代市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和24年 4 月 7 日から令和14年 3 月31日まで
- 4 事業地

（1）収用の部分

昭和48年秋田県告示第579号、昭和55年秋田県告示第402号、昭和61年秋田県告示第790号、平成 2 年秋田県告示第354号、平成 8 年秋田県告示第516号、平成14年秋田県告示第256号、平成18年秋田県告示第223号、平成21年秋田県告示第141号、平成27年秋田県告示第113号及び平成30年秋田県告示第550号の事業地において、能代市字日和山下、字不老岱、字長崎、及び字南陽崎並びに落合字下悪土、字上前田、字下前田、字上谷地、字下大野並びに大字向能代字上野越及び字上野並びに河戸川字中谷地、字上大須賀、字下大須賀並びに鹹渚字古川反、字鹹渚、字一本柳地内の事業計画を変更し、能代市落合字大開、字亀谷地、字下釜谷地、字下台、字古釜谷地、字上釜谷地、字下谷地、字綱割、字砂田、字落合及び字中大野並びに河戸川字西山及び字下西山並びに鹹渚字家ノ下、字中嶋古屋布字新中島並びに大字浅内字南大開、字浜浅内、字中谷地及び字出戸谷地地内の事業計画を追加する。

（2）使用の部分

なし